

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

《現況》

- ・本市の交通の状況は、自動車保有台数の増加に伴い自動車利用も増加しており、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は伸び悩んでいる。
- ・路線バスは、1社が営業しており、市全域に路線を展開し、ほとんどが郊外と中心市街地を結んでいるが、路線によっては便数が少なく不便な状況となっている。
- ・市では、赤字による路線廃止からバス空白地帯となった郊外地域に対し、中心市街地とを結ぶコミュニティバス等の行政関与バスを運行しているが、運行日や便数は限られている。
- ・中心市街地は、回遊性の向上のため、山形商工会議所が中心街循環バスを運行している。
- ・鉄道は、JR東日本1社で、奥羽本線、仙山線、左沢線を運行しており、中心市街地内には、JR山形駅が立地するが、乗車人員は減少傾向にある。

《山形市地域公共交通総合連携計画での位置づけ》

本市は、持続可能なまちづくりに向けて、既存の社会基盤を活用しながら、中心市街地と郊外・集落との連携を強化し、それぞれの魅力の相乗効果を図ったコンパクトシティの形成を課題としており、「山形市地域公共交通総合連携計画」では次の目標を定め公共交通機関の利便性の向上を推進していく。

- ・市民、来訪者の方が迷わず手軽に安心してバスを利用出来ることで、中心市街地内の回遊性・移動性を高め、活力ある中心市街地の形成を目指す。
- ・日常生活の利便性を向上させるため幹線的バスを育成し、中心市街地とのアクセス円滑化を図り、暮らしに欠かせない公共交通網の形成を目指す。
- ・通院や買い物等暮らしに不可欠な生活交通手段を確保することにより、安心して暮らせる地域づくりを支える。

《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》

高齢社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、市街地における公共交通の空白地帯の解消が求められており、中心街循環バスの運行を継続するとともに、バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業を継続する。

《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 山形市地域公共交通計画の策定及び事業の推進</p> <p>内容 地域公共交通計画を策定し、公共交通施策を推進する事業</p> <p>実施時期 R2年度～R7年度</p>	山形市	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、山形市地域公共交通計画を策定し、各種公共交通施策を推進することで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>支援措置の内容 地域公共交通確保維持改善事業費（地域公共交通調査事業）</p> <p>実施時期 R2年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 コミュニティバス西部循環線運行事業</p> <p>内容 市街地西部地域と中心市街地とを結</p>	山形市、山形商工会議所、公共交通事業者	<p>市街地の中でも交通不便地域となっている市街地西部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の</p>		

<p>ぶバスの運行事業</p> <p>実施時期 H23年度～</p>		<p>向上を図ることで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス 東部循環線運行事業</p> <p>内容 市街地東部地域と 中心市街地とを結 ぶバスの運行事業</p> <p>実施時期 H29年度～</p>	<p>山形市、 山形商工 会議所、 公共交通 事業者</p>	<p>市街地の中でも交通不便地域となっている市街地東部地域と、中心市街地とを結ぶバス路線を整備して、運行区域内の住民の中心市街地へのアクセス、生活交通の確保を図るとともに、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性の向上を図ることで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものであることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス 等運行事業</p> <p>内容 バス空白地域と中 心市街地とを結ぶ バスの運行事業</p> <p>・高瀬地区～楯山地区～市役所～山形駅</p> <p>実施時期 H15年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>バスは身近な公共交通機関として生活者にとっては必要不可欠なものとなっている。</p> <p>バス空白地域と中心市街地を結ぶバスを運行し、中心市街地に来街しやすい環境を整え、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加を図ることで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものであることから中心市街地の活性化に必要である。</p>		

<p>事業名 中心市街地歩行者 空間創出事業</p> <p>内容 道路占用の特例を 受け、道路空間を活 用したオープンカ フェなどを実施</p> <p>実施時期 R3年度～</p>	<p>山形市、 都市再生 整備推進 法人</p>	<p>中心市街地にある道路空間 を活用し、道路空間のオープン 化やトランジットモール化を 図り、オープンカフェなどを実 施することで中心市街地の新 たな魅力を創出し、「賑わいの 創出」及び「新規出店の誘導」 に寄与するものであることか ら中心市街地の活性化に必要 である。</p>		
--	--------------------------------------	--	--	--